

使用承認の条件

(イベント使用)

- 1 食品衛生法その他関係法令を遵守してください。
- 2 以下に掲げる行為は行えません。
 - (1) 公序良俗に反する行為
 - (2) 一般歩行者等の通行を妨げる行為
 - (3) 営利のみを目的とする行為
 - (4) 物品販売や飲食物の提供行為のみを目的とする行為（短期的オープンカフェ使用を除く）
 - (5) 周辺住民や利用者等に迷惑をかける行為
 - (6) 施設や設備に損傷を与える（与えると懸念される）行為
 - (7) 焚き火等の危険行為
 - (8) 暴力団の利益になる行為
- 3 以下に掲げる事項を含め、敷地使用（イベント開催等）に付随する事項は使用者の責任において対応してください。
 - (1) 関係機関等との調整（協議・届出等）
 - (2) 苦情対応・紛争解決
 - (3) 第三者等への損害の負担
 - (4) 来場者の整理（警備、案内等）
 - (5) ゴミの処理
- 4 予め許可を受けた場合を除き、この使用承認に関する権利を譲渡又は転貸すること、若しくは担保に供することはできません。
- 5 拡声装置（アンプ・スピーカ等）を使用する場合は、地域住民等に配慮した音量・音質としてください。
- 6 提出した申請書の内容に変更が生じる場合は事前に連絡してください。
- 7 原則として納入された使用料の返金はいりません。
- 8 河川工事その他の公益上やむを得ない必要がある場合は、当財団の意志表示により承認を取消すことがあります。
- 9 その他敷地使用にあたっては当財団の指示に従ってください。

<追加事項>

- ・新型コロナウイルス感染予防及び拡散防止対策を主催者・来場者共に、十分行ったうえで開催をしてください。ご理解ご協力をよろしくお願いします。